

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和6年5月3日 13時14分ごろ
発生場所	長崎県杵岐市芦辺港北東方沖 魚釣埼灯台から真方位037° 7.1海里付近 (概位 北緯33° 56.2' 東経129° 51.4')
事故の概要	遊漁船義栄丸は、漂流中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	令和6年5月14日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 義栄丸、4.99トン SA3-23046（漁船登録番号）、個人所有 第290-21437号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力250kW、回転数毎 分2,450、6気筒、ボア105.9mm、使用燃料軽油、機関製造 年月日不詳、昭和57年5月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関室に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で芦辺港北東方沖においてパラシュート型シーアンカーを投入して漂流し、釣りを行っていた。</p> <p>船長は、遊漁を終える時間になったので帰航しようと思い、操舵室で主機を始動させて中立運転とした後、船首甲板に向かった。</p> <p>船長は、船首甲板で釣り客に帰り支度をするように連絡していたところ、操舵室付近から黒煙が発生しているのを認め、火災が発生したことを知り、118番通報した。</p> <p>船長は、操舵室前方の居住区に設けられた木製の床板を外して機関室内を覗いたところ、黒煙が充満しており、主機のセルモーター付近に火炎を認め、操舵室に設置していた持運び式消火器で初期消火を行って鎮火させた。</p> <p>船長は、付近で操業していた僚船に携帯電話で救助を求め、本船は、来援した僚船にえい航され、会合した巡視艇が伴走する中、芦辺港に入港した。</p> <p>本船は、入港後、海上保安庁及び消防署により、火災発生の原因の調査が行われ、機関室右舷側壁面に敷設された、配電盤から主機のセ</p>

	<p>ルモーターの間の配線（以下「本件配線」という。）が激しく焼損しており、本件配線が絶縁劣化を生じ、短絡して過熱し出火したと推測された。</p> <p>船長は、ふだん、電気配線を目視点検し、不具合があれば自ら又は電気業者に依頼して修理を行っていたが、今まで絶縁抵抗試験を行ったことがなかった。</p>
分析	<p>本船は、主機を中立運転として漂泊中、本件配線が絶縁劣化を生じたことから、短絡して過熱し出火したものと推定される。</p> <p>船長は、絶縁抵抗試験を行ったことがなかったことから、本件配線が絶縁劣化していたことに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、主機を中立運転として漂泊中、本件配線が絶縁劣化を生じたため、短絡して過熱し出火したことより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、電気業者に依頼するなどして定期的に絶縁抵抗試験を行い、電気配線に絶縁抵抗の低下、被覆材の損耗等があれば、交換を行うこと。